第15の2 共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

	試	験		項		目		試	験	方	法		合 否	ī	の	判	定	基	準	Ē
操	作	部	設	置	場	所	等	目視により	確認する	3.		操作部は、	点検に便利	で、;	かつ、『	雨水等のかた	かるおそ	れのない	1位置に	設けてあるこ
			構	造	•	性	能	目視により	確認する	5.		1回線に接続	続できる音	響装	置及び	表示灯の個数	数は、そ	れぞれ1	5以下と	こすること。
電		源	常	用		電	源	目視により	確認する	3.		a 専用の回 b 電源の容	路となって 量が適正で							
			非常電源の種別			目視により確認する。				非常電源専	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備 (予備電源を含む。) であること。									
起動	装置及び	複合	設	置	場	所	等	目視及びる。	スケール	等を用し	ハて確認す	a 原則とし あっては、 b 床面から c 雨水、腐 な防護措置	当該階段室 の高さが0. 食性ガス等	の1 8mり の影	階の階段 (上1.5r 響を受l	段付近に設I m以下の筒 けるおそれ(けてある 所に設け	こと。 てあるこ	٤٤.	
			構	造	٠	性	能	目視及びえる。	スケール	等を用し	ハて確認す	a 消防庁長 官が指定す b 押しボタ と。 C 変形、損	る指定認定 ンスイッチ		の認定を	を受け、その保護板が損	の表示が	貼付され	ている	らこと。
表	示	灯	設	置	場	所	等	目視により	確認する	5.		a 起動装置 b 雨水、腐 な防護措置	食性ガス等	の影	響を受し	ナるおそれの	のある場	断に設け	けてある	らものは、適当
			構	造	•	性	能	目視により	確認する	5.		a 消防庁長 官が指定す b 変形、損 c 取付け面 確に確認で	る指定認定 傷、腐食等 と15度以上	機関(がな(の認定で いこと。	を受け、その	の表示が	貼付され	ている	らこと。
ベル	・サイ	レン	設	置	場	所	等	目視により	確認する	3.		a 廊下型共 m以下とな 設けること。 b 雨水、腐 な防護措置	るように、 。 食性ガス等	階段	室型共 響を受l	司住宅等にな	あっては	当該階数	女の中央	その階段付近に
			構	造	•	性	能	目視により	確認する	3.		a 消防庁長 官が指定す b 変形、損	る指定認定	機関の	の認定は	品であるこ		、又は絲	 総務大臣	豆又は消防庁長

イ 機能試験

	試	験	į	項	目		試	験	方	法			合	否	の	判	定	基	準	
操作部等	起	動	装	置	試	験	所定の操作	でより	作動させ	ta.	灯 b	が正常に 動作状態 任意の起	ニ点灯す	ること。 動装置を=	手動で復	日しない『	艮り、継続	売すること	にあっては 。 を生じさせ	
	音	響	装	置	試	験	音響装置 (心から 1 m离 性) を用いて	誰れた位	位置で騒	音計(A华		ル及びサ	ナイレン	の音圧は、	90dB以.	上である。	こと。			
	非常電源試験 (内蔵のもの			源の自	動切替機能		主電源の遮	断及び	復旧を行	īὸ。	電	源の自動	加替え	機能が正常	常であるこ	こと。				
	に限る	3.)	電	圧			電圧を測定する。					電圧が所定の範囲内であること。								